

令和 7 年 2 月 農業委員会総会議事録

令和7年2月25日午後3時00分、令和7年2月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 25 名

1 番	金田 公隆	委員	2 番	藤田 善明	委員	3 番	岩谷 裕子	委員
4 番	佐藤 修司	委員	5 番	川村 陽彦	委員	6 番	須藤 秀人	委員
7 番	種澤 達也	委員	8 番	町田 高司	委員	9 番	石岡千鶴子	委員
10 番	三上 浩太	委員	11 番	小林 政貴	委員	12 番	小田桐 明	委員
13 番	石岡 人志	委員	14 番	福士 章逸	委員	15 番	小嶋 勇成	委員
16 番	木村 芳文	委員	17 番	平井 秀樹	委員	19 番	佐藤 剛郎	委員
20 番	大湯茂八郎	委員	21 番	戸澤 幸彦	委員	22 番	高橋 貴志	委員
23 番	田村眞裕美	委員	24 番	成田 毅	委員	25 番	髙森 弘義	委員
26 番	前田 優考	委員						

欠席委員 1 名

18 番	成田 繁則	委員
------	-------	----

出席事務局 8 名

事務局次長	佐藤 祝幸	事務局次長補佐	伊藤 靖記
事務局農地調整係長	曾根奈美子	事務局総括主幹兼総務係長	高橋 貢
事務局主幹兼農地利用促進係長	藤田智恵子	事務局総括主幹	石田 剛
事務局岩木分室主幹	浅利 敏江	事務局相馬分室総括主査	野呂 貴宏

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第 10 号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 11 号	農地転用許可に係る意見について
議案第 12 号	農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第 13 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 14 号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第 15 号	農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
議案第 16 号	地域計画の策定に係る意見について
報告第 5 号	農地法第 3 条の許可取消について
報告第 6 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 7 号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第 8 号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第 9 号	非農地の判断について

事務局次長

会議を始める前に皆様をお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださいようお願いいたします。ながらくお待たせいたしました。ただいまから令和 7 年 2 月農業委員会総会を開会いたします。なお、本日、成田会長は、青森市で開催されております農業委員会会長会議に参加されているため欠席でございます。それでは、開会に先立ちまして、前田優考会長職務代理者から挨拶及び諸般の報告がでございます。

会長職務代理者

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長

それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条第 1 項及び農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項の規定に基づき、前田会長職務代理者に務めていただきます。前田会長職務代理者、よろしくお願い申し上げます。

議 長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。欠席者の通告があります。議席番号 18 番成田繁則委員であります。ただいまの出席者数は 25 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。24 番成田毅委員、25 番兜森弘義委員、1 番金田公隆委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の石田剛総括主幹を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 10 号を議題といたします。議案第 10 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

1 ページをお開き願います。議案第 10 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 9,636 m²、畑 12 件 58,622 m²、合計 14 件 68,258 m²であります。また、使用収益権関係では、田 16 件 55,290 m²、畑 6 件 19,883 m²、合計 22 件 75,173 m²であります。このうち、第 3 条第 3 項関係が、田 1 件 9,286 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る 2 月 7 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、石岡人志委員、福士章逸委員、それに私、木村であります。まず、3 条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。7 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 168 番について申し上げます。譲受人は、4 年前まで、24 年間青果会社に勤務し、りんごの栽培から出荷までの一連の作業に携わっておりましたが、今後は自身で農業経営したいと思うようになり、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は知人の指導の下、りんごを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。所有権関係、受付番号 169 番について申し上げます。譲受人は、現在農業法人に勤めており、野菜栽培の一連の作業に携わっておりますが、自身で自家消費用の野菜を栽培したいと思うようになり、本申請に至ったと申し述べておりました。今後はこれまでの経験を生かして、自家消費用の野菜を栽培するとのことから、取得面積全てを

調査委員長

効率的に耕作できるものと判断しました。11 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 223 番について申し上げます。借受人は、祖母のりんご園で、幼いころからりんごの一連の作業を手伝ってきましたが、今後は自ら農業経営したいと考えていたところ、園地継承円滑化システムを活用し、農地を取得する目途がたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は祖母と、妻の両親の指導の下、りんごを栽培することから技術力等、特に問題はないと判断しました。17 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 236 番、農地所有適格法人以外の法人による解除条件付の借受の申請について申し上げます。借受人は、米の集荷・販売を行う一般法人であり、これまでも水稻を栽培しており、さらに耕作面積を拡大するため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後同様に水稻を栽培することから技術力等、特に問題はないと判断し、又、農地法第 3 条第 2 項第 2 号及び第 4 号を除く各号のいずれにも該当しないこと、並びに同条第 3 項各号の要件を満たすことから、許可相当であると考えられました。なお、同条第 4 項の規定により、市に意見を求めた結果、申請内容について、意見は無かったことを併せて報告します。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。

議 長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

佐藤修司委員

< 議事参与の制限に該当する旨の申出あり >

(佐藤修司委員退席)

議 長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 9 ページ、使用収益権関係、受付番号 217 番、および 10 ページ、218 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

使用収益権関係、受付番号 217 番、および 218 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、議案第 10 号のうち、使用収益権関係、受付番号 217 番、および 218 番については、許可することに決定いたします。佐藤委員の着席をお願いします。

(佐藤修司委員着席)

福士章逸委員

< 議事参与の制限に該当する旨の申出あり >

(福士章逸委員退席)

議 長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 13 ページ、使用収益権関係、受付番号 228 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長	使用収益権関係、受付番号 228 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 10 号のうち、使用収益権関係、受付番号 228 番については、許可することに決定いたします。福士委員の着席をお願いします。 (福士章逸委員着席)
議 長	それでは、使用収益関係、受付番号 217 番、218 番および 228 番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	使用収益関係、受付番号 217 番、218 番および 228 番を除く申請については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 10 号のうち、使用収益関係、受付番号 217 番、218 番および 228 番を除く申請については、許可することに決定いたします。 次に、議案第 11 号を議題といたします。議案第 11 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	19 ページをお開き願います。議案第 11 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田 1 件 106 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。21 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 9 番は、農地区分が、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他の農地で、転用目的が「周辺居住者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であることから、代替地の検討を要さず、転用許可基準を満たすものであります。また、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
議 長	それでは、議案第 11 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

	(な し)
議 長	議案第 11 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 11 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。
	次に、議案第 12 号を議題といたします。議案第 12 号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	23 ページをお開き願います。議案第 12 号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が田 1 件 2,277 ㎡、畑 2 件 1,122 ㎡、合計 3 件 3,399 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 1 件 3,730 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。25 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 7 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「周辺居住者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 8 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「集落に接続して設置する住宅」に該当することから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 9 番は、農地区分が、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他の農地で、隣接する鉱泉地への管理通路として農地転用するものであります。申請にあたり、申請地以外の土地を検討しましたが、他の土地では水路を跨ぐ必要や、建物が障害となり車両の通行が出来ないことから申請地を選定したものであります。使用収益権関係、受付番号 13 番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、弘前市上下水道事業「樋の口浄水場等建設事業」に係る資材置場及び残土仮置場等として一時的な利用に供することから、不許可の例外に該当し、転用許可基準を満たすものであります。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(な し)
議 長	それでは、議案第 12 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(な し)

議 長

議案第 12 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、議案第 12 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 13 号を議題といたします。議案第 13 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

27 ページをお開き願います。議案第 13 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき農用地の利用権設定等促進事業等に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 6 件 33,824 ㎡、畑 17 件 171,249 ㎡、合計 23 件 205,073 ㎡であります。また、使用収益権関係が、田 9 件 72,205 ㎡、畑 3 件 13,896 ㎡、合計 12 件 86,101 ㎡であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、田 9 件 72,205 ㎡、畑 1 件 5,650 ㎡、合計 10 件 77,855 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長

本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。32 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 130 番については、あおもり農業支援センターが実施する農地売買等事業により、あおもり農業支援センターから借受けていた農地について、譲受人からの買受申出があったことによる所有権取得のための計画案となります。37 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 68 番から 40 ページ、受付番号 77 番については、農地中間管理事業の実施に関して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括して権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。39 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 76 番及び 40 ページ、77 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項により、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議 長

それでは、議案第 13 号の計画案についてご審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

議案第 13 号の計画案については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、議案第 13 号の計画案については、委員会報告のとおり決定いたします。

次に、議案第 14 号を議題といたします。議案第 14 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

41 ページをお開き願います。議案第 14 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 2 項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 7 件 33,706 m²、畑 12 件 60,481 m²、合計 19 件 94,187 m²であります。また、使用収益権関係が、畑 1 件 1,810 m²であります。今回提出されました 20 件につきましては、所有者等からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 19 件、貸借 1 件が整ったものであります。47 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 186 番から 49 ページ受付番号 191 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たすものであります。以上であります。

議 長

利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

佐藤修司委員

<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

(佐藤修司委員退席)

議 長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 43 ページ所有権関係、受付番号 173 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

議案第 14 号のうち、所有権関係、受付番号 173 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議がないものと認め、議案第 14 号のうち、所有権関係、受付番号 173 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。佐藤修司委員の着席をお願いします。

(佐藤修司委員着席)

石岡人志委員

<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

(石岡人志委員退席)

議 長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 47 ページ所有権関係、受付番号 186 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

		(な し)
議 長		議案第 14 号のうち、所有権関係、受付番号 186 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
		(異議なし)
議 長		異議がないものと認め、議案第 14 号のうち、所有権関係、受付番号 186 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。石岡人志委員の着席をお願いします。
		(石岡人志委員着席)
種澤達也委員		<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>
		(種澤達也委員退席)
議 長		「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 50 ページ、使用収益権関係、受付番号 19 番について御審議願います。御質問等ございませんか。
		(な し)
議 長		議案第 14 号のうち、使用収益権関係、受付番号 19 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
		(異議なし)
議 長		異議がないものと認め、議案第 14 号のうち、使用収益権関係、受付番号 19 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。種澤達也委員の着席をお願いします。
		(種澤達也委員着席)
議 長		それでは、議案第 14 号のうち、所有権関係、受付番号 173 番及び 186 番、使用収益権関係、受付番号 19 番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。
		(な し)
議 長		議案第 14 号のうち、所有権関係、受付番号 173 番及び 186 番、使用収益権関係、受付番号 19 番を除く計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。
		(異議なし)
議 長		異議がないものと認め、議案第 14 号のうち、所有権関係、受付番号 173 番及び 186 番、使用収益権関係、受付番号 19 番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。
		次に、議案第 15 号を議題といたします。議案第 15 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長		51 ページをお開き願います。議案第 15 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関す

事務局次長	る法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田 2 件 7,074 m ² 、畑 1 件 23,767 m ² 、合計 3 件 30,841 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	53 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 3 番から 54 ページ受付番号 4 番については、農地中間管理事業の実施に関して、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画において、一括して権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであります。受付番号 4 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。55 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 5 番については、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構である、公益社団法人あおもり農業支援センターから新たな担い手に貸し付けられるものであり、農用地利用集積等促進計画を定めて権利を設定するものであります。内容につきましては、議案書に示したとおり、いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項関係各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるものであり、同計画の作成を要請すべきと考えられました。以上、報告いたします。
議 長	それでは、議案第 15 号について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 15 号については、委員会報告のとおり要請することに御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 15 号については、原案のとおり要請することに決定いたします。 次に、議案第 16 号を議題といたします。議案第 16 号は、「地域計画の策定に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	57 ページをお開き願います。議案第 16 号は、「地域計画の策定に係る意見について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に基づく地域計画の策定について、同条第 6 項の規定に基づき市長より意見を求められたので、本会の審議を求めるものであります。地域計画は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業経営基盤強化促進法の規定により全国の市町村に策定が義務付けられた計画であります。58 ページから 77 ページが、市が作成した 10 地区分の地域計画案になりますが、1 つの地区について、58 ページと 59 ページで記載内容についてご説明いたします。まずタイトル下に目標とする年度、市町村、地域名が記載されています。まず、項目 1 の「地域における農業の将来の在り方」として、地域農業の現状及び課題等が記載されております。次に、項目 2 の「農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」として、農用地の集積に関する目標等が記載されております。次に、項目 3 の「農業者及び区域内の関係者が 2 の目標を達成するためとるべき必要な措置」として、どのような方策で項目 2 の目標達成を目指すかについて記載されております。次に、項目 4 の「地域内の農業を担う者一覧」として、目標地図に位置付ける者ごとの現状と目標が記載されております。なお、記載量の関係から内容を別冊としてお配りしているもの

事務局次長

になります。次に、項目5の「農業支援サービス事業者一覧」として、補助労働力の不足を、作業の受託により補うことができる事業体名等が記載されております。次に、項目6の「目標地図」については、10年後の目指すべき地域農業の将来の姿を図示したものであり、別冊としてお配りしているものになります。次に、項目7は農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の所有者等の提案を活用する場合に記載するものでありますが、当市では全地域において記載はありません。以上7項目となっております。なお、項目6の目標地図については、農業委員会が提出する素案を基に作成されますが、その内容について78ページと79ページで説明いたします。目標地図の素案については昨年11月総会で決定したところですが、その後、4地区において農地転用が見込まれる農地があることから、その農地を除外した素案を改めて決定し、市へ提出するものであります。78ページをお開き願います。記載の農地24筆、14,531㎡が目標地図素案から除外される農地であります。79ページをお開き願います。78ページで申し上げました農地を除外した、変更後の目標地図素案に掲載される農地の筆数と面積を、地区ごとに集計したのになります。縦に地域計画の区割りである10地区が示されており、横に農地の筆数及び面積について、目標地図素案に掲載される農地と、そのうち農業を担う者が位置付けられた農地を、それぞれ変更前、今回除外する分、並びに変更後の内容を比較できる形で記載しております。地区については個々には申し上げませんが、市全体といたしまして、一番下に記載してあります、今回の変更後の農地の筆数が84,903筆、面積をヘクタールで申し上げますと、15,359ヘクタールに対して、目標地図素案に農業を担う者として位置付けられた農地の筆数が62,842筆、面積が11,872ヘクタールであります。なお、本件につきましては、議案内容の審査のため農地集積推進委員会が開催されております。説明は以上であります。

議 長

農地集積推進委員会の報告をお願いします。

農地集積推進委員長

本日総会に提案されている議案について、去る2月19日に農地集積推進委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日は、町田高司副委員長、佐藤修司委員、石岡人志委員、金田公隆委員、それに私、岩谷が出席し、地域計画案について内容を検討しております。まず、地域計画につきましては、市が作成した10地区それぞれの計画案につきまして、各地域の特色や、地域計画に係る協議の場及び集落座談会の内容が正しく反映されていることを確認しました。次に、目標地図素案の変更についてであります。令和6年11月総会にて決定した素案から除外する農地について確認をいたしました。今回除外する予定の24筆、14,531㎡の農地は、耕作以外での利用を目的として転用が見込まれ、又、これによる他の農業を担う者として位置付ける農地に変更はないことから、除外をし、改めて市へ提出するものであり、内容は妥当であると判断いたしました。以上、申し上げたことから、今後当委員会が提出する目標地図素案の内容を目標地図とした場合の、本地域計画案は妥当なものと判断いたしました。以上であります。

議 長

それでは、議案第16号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議 長

議案第16号については、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、議案第16号は、地域計画の策定について異議ないものと決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告第5号「農地法第3条の許可取消について」、

議 長

事務局に報告を求めます。

事務局次長

81 ページをお開き願います。報告第 5 号は、「農地法第 3 条の許可取消について」であります。農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数は、1 件で田が 7,040 m²、畑が 380.11 m²であります。なお、取消理由につきましては、83 ページの取消理由欄に記載のとおりであり、当事者連名による許可取消願が提出されたものです。以上であります。

議 長

報告第 5 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

次に、報告第 6 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

85 ページをお開き願います。報告第 6 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 2 件 30,736 m²、畑 19 件 219,878 m²、合計 21 件 250,614 m² であります。なお、届出理由につきましては、87 ページから 89 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議 長

報告第 6 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

次に、報告第 7 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

91 ページをお開き願います。報告第 7 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 5 条第 1 項第 6 号による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 10 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、畑 1 件 165.28 m²であります。なお、届出理由につきましては、93 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議 長

報告第 7 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

次に、報告第 8 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

95 ページをお開き願います。報告第 8 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 12 件 57,042 m²、畑 15 件 103,756 m²、合計 27 件 160,798 m² であります。なお、解約理由につきましては、97 ページから 100 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議 長

報告第 8 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

次に、報告第 9 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

101 ページをお開き願います。報告第 9 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断し同通知第 4(3)ウに基づき、関係機関等に通知したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、畑 1 筆 87 m²であります。以上であります。

議 長

報告第 9 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

〔議事終了 15 時 55 分〕